

第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の概要について

県民生活課

計画策定の背景

- 本県の刑法犯認知件数及び人口当たりの犯罪率は、全国と比較して少ない状況にあるが、交通事故等も含め誰もが犯罪被害者になる可能性がある。
- 県では、平成18年から3次にわたり犯罪被害者等支援基本計画を策定し、様々な支援を推進してきたが、更なる取組を推進するため、第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定する。

計画の性格及び期間

- 根拠法令：犯罪被害者等基本法 第5条
秋田県犯罪被害者等支援条例 第8条
- 性 格：犯罪被害者等支援施策の推進の基本的指針
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

計画の推進体制

- 県や市町村、国、犯罪被害者等早期援助団体である（公社）秋田被害者支援センター等、関係機関による連携
- 学識経験者、犯罪被害者等により構成する秋田県犯罪被害者等支援推進会議による施策の実施状況の検証等

基本的な考え方

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されること。
- 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。
- 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、官民それぞれの関係者が相互に連携・協力すること

「5つの重点課題及び13の基本施策」

第1 損害回復・経済的支援

- 1 損害賠償請求等に関する周知
 - ・パンフレット、HP、市町村広報紙等の活用による周知
- 2 給付金制度等の充実
 - ・犯罪被害者等給付金の迅速な支給
- 3 居住先の安定確保
 - ・被害直後及び中期的な居住場所の確保
- 4 安定的な雇用の継続
 - ・休暇制度などの企業側への周知

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等
 - ・児童相談所、精神保健福祉センター等の公的機関における相談・支援体制の充実
 - ・学校におけるカウンセリング体制の充実
- 2 安全の確保の充実等
 - ・児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備
- 3 保護、捜査、公判における配慮の充実等
 - ・県警察職員等に対する研修の充実

第3 刑事手続への関与拡充

- 1 刑事手続への関与のための情報提供や体制の充実
 - ・「被害者の手引」配付による情報提供
 - ・「被害者連絡制度」等による刑事手続の周知

第4 支援体制等の整備充実

- 1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化
 - ・性犯罪被害者等に対する支援の充実
 - ・インターネット上の誹謗中傷等に対する相談機関の周知
 - ・ストーカー事案への適切な対応
- 2 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成
 - ・地方公共団体等担当者研修の充実
- 3 民間支援団体に対する援助
 - ・（公社）秋田被害者支援センター等への支援充実

第5 県民の理解の増進

- 1 各種啓発による県民理解の増進
 - ・関係機関による県民の理解を促進するための啓発事業の実施
 - ・犯罪・事故発生状況等の情報提供
- 2 学校現場における犯罪被害者等支援に関する取組の充実
 - ・犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実
 - ・「生命」の大切さを実感させる教育の推進



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」